

令和6年度 第1回 帯広市地域自立支援協議会 権利擁護部会 議事録【概要版】

日時：令和6年7月30日（火）18:30～19:59

場所：ソネビル 6階 講習会室

出席委員（32名）

事務局（9名）

帯広市 6名

十勝障がい者総合相談支援センター 3名

1 開会

2 挨拶 帯広市市民福祉部長

3 趣旨説明

自己紹介については、資料2座席表を各自確認頂くこととした。

事務局より、権利擁護部会創設の経緯や会議の趣旨について資料3・4に基づき説明があった。

4 議 事

（1）帯広市より令和5年度の取り組み状況等の報告

事務局より、障害者差別に関する令和5年度の相談事例はなかったこと、令和6年4月1日の障害者差別解消法改正法の施行に伴い、帯広市の職員対応要領を一部改正したことが報告された。

また、障害者虐待に関する事業報告について資料6に基づき報告があった。

（2）講演「発達障害のある人への合理的配慮～差別や体罰を無くす為に出来ること～」

発達サポートHope 代表 八嶋 利永子 氏

発達障害のある人への合理的配慮というテーマで、保護者としてだけでなく、支援者、保護者支援の立場から、事例を用いて、障害の特性や環境の調整など合理的配慮の提供方法、体罰に繋がる言動等についてご講演いただいた。

主な内容は、次のとおり。

・発達障害が神経発達症というような言い方に変わってきた。自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如・多動症（ADHD）、限局性学習症（SLD）のたまかに3つある。

自閉スペクトラム症は、コミュニケーションのつまずきやこだわりの強さ、興味関心の偏り、ADHDは不注意や多動、衝動性が強さ、限局性学習症は知的障害が無いにも関わらず、読み書きや計算などに極端な苦手さを持つという特性があり、複合的に様々な発達障害が出てくる場合がある。

・合理的配慮は、障害のある人が社会の中で出会う困り事に対して、調整や変更を行うこと。環境を調整する、作業量を調整する、バー型の拡大鏡であるカラーバーを使うなど道具を工

夫することも有効である。

・芽室町の地域住民の方達が、神経発達症のある人もない人も安心して暮らしていけるような町にしたいということで、一年に一回、4月の発達障害啓発週間に合わせて啓発活動を行って来ている。

・発達サポートHopeでは、保護者茶話会、子どもの居場所づくり、支援職の方や学校の先生方が参加する研修会を開催している。

・子ども達が安心安全に地域の中で当たり前のように育っていて、就労の場や学校でも合理的配慮が当たり前に行われる、そのような地域をみなさんと一緒に作っていかたいと願っている。

(3) 質疑応答・情報交換

主な内容は次のとおり。

・子どもの時にこういうことを頑張ったり、気を付けておくと大人になってから就職とか就労生活の中で活躍がしやすいのではないかとというポイントがあればお聞きしたい。

⇒ 特性だからといって好きなようにはさせないということは、かなり気を付けてきた。

パニックを起こして自分の我を通そうとした時にはもう帰るとか、損をするという経験をさせたり、逆にいい行いをした時はいい経験ができて、そういう成功体験を積み上げるような取り組みを意識してきた。親としては迷惑をかけないようにと思い育ててきたが、将来は地域の中に出していかないといけないし、私だけで囲って常について回って育てていくわけにもいかない。そして、親亡き後ということも考えていかなければならないので、地域の中に入れる、経験をさせる、そして地域の人達にも見てもらうことも必要かと思っている。

5 閉会

事務局より、実務者会議の開催を必要とする相談事例があった場合の関係構成員の協力を依頼し、閉会。